

集落営農育成・確保緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

食料自給率の低迷、農業の国際化が進展する中で、我が国農業・農村の役割・使命が十分に発揮されるためには、意欲と能力のある担い手を育成・確保し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが農政の喫緊の課題となっている。

このような中、新たな食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、伝統的に地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、集落を基礎とした営農組織（以下「集落営農組織」という。）のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれるものを担い手として位置付け、その育成と法人化を推進することとされたところである。

また、基本計画と併せて公表された「農業構造の展望」では、平成27年には効率的かつ安定的な集落営農経営が2～4万になるものと見込まれているが、この実現を図るには、現場において最大の課題とされている「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていない」ことに対する支援を緊急的に実施し、集落営農の組織化・法人化に向けた地域の取組を軌道に乗せる必要がある。

このため、本事業は、集落営農の組織化・法人化に向けた具体的な戦略構想（以下「集落営農戦略ビジョン」という。）を担う優れた人材について、集落営農の組織化・法人化を推進するリーダー（以下「集落リーダー」という。）として幅広く公募した中から登用を図るとともに、集落リーダーが集落内での農家意向調査等の調整活動を経て、集落の実態を踏まえた将来展望である集落営農戦略ビジョンを明定し、集落営農に参加する全ての者による合意を形成した上で、代表者の定め等を内容とする定款又は規約を策定又は変更し、集落営農組織の設立又は再編を実現することにより、集落営農経営の実現に向けた体制の確立を図るものとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、都道府県段階において農業団体、関係機関等が相互に連携し、集落リーダーの登用を図るとともに、集落リーダーによる集落営農戦略ビジョンの策定、集落営農組織の定款又は規約の策定又は変更を通じた集落営農組織の設立又は再編を緊急に支援することにより、集落営農の組織化・法人化の加速的な推進を図り、19年産から導入する品目横断的経営安定対策の対象者要件を満たす集落営農組織の育成・確保に資するものとする。

第3 実施主体

本事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、都道府県担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「設置要領」という。）第1の2の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「都道府県協議会」という。）とする。ただし、集落毎の担い手マップやリストを作成すること等により、品目横断的経

営安定対策の導入に向けた次の1及び2の要件を満たす取組を実施しているか、又は実施することが確実に認められるものを優先するものとする。

- 1 品目横断的経営安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織が明らかにされていること。
- 2 1の対象者や組織が品目横断的経営安定対策の対象者要件を満たしているか否かが明らかにされていること。

第4 実施地区

本事業の実施地区の範囲は、原則として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定により市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において規定する「農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準」に適合する地域とする。

第5 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業の実施に当たっては、食料・農業・農村基本計画を踏まえ、担い手総合緊急支援事業実施要領に規定する集落営農育成・確保支援事業と密接な連携を図ることにより、集落営農組織の効率的かつ安定的な農業経営への発展を促進するものとする。

2 事業の内容

本事業の内容は、集落営農の組織化・法人化に向けて実施主体及び集落リーダーが行う次に掲げる活動とする。

- (1) 実施主体による集落リーダーの公募・登用
- (2) 集落リーダーによる次に掲げる活動
 - ア 集落営農戦略ビジョンの策定等
 - イ アの集落営農戦略ビジョンを踏まえた集落関係者間の合意形成活動
 - ウ アの集落営農戦略ビジョンの実現に向けた取組等を定めた定款又は規約を有する集落営農組織の設立等
 - エ 集落営農の組織化・法人化の加速的な推進に必要なその他の活動
- (3) 実施主体と集落リーダーとの連絡調整活動等

第6 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

(1) 事業計画の作成

実施主体は、事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

(2) 事業計画の重要な変更

事業計画について重要な変更を行う場合は、(1)の規定に準じて手続するものとする。

2 事業実績等の報告

実施主体は、事業実績を地方農政局長に報告するものとする。

第7 指導推進体制等

1 全国協議会の指導推進等

全国担い手育成総合支援協議会（設置要領第1の1の（2）のウの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けたものをいう。以下「全国協議会」という。）都道府県協議会及び地域担い手育成総合支援協議会（設置要領第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）は、相互に密接な連携を図りつつ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、以下により事業の指導推進等を行うことが望ましい。

(1) 全国協議会

全国協議会は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県協議会に対し、事業の普及啓発及び指導推進に努める。

(2) 都道府県協議会

都道府県協議会は、各会員の専門的機能を生かしつつ、各会員が一致協力して集落リーダーの活動を支援するための体制の整備に努める。

(3) 地域協議会

ア 地域協議会は、実施地区における農業団体、関係機関等による集落リーダーの支援体制を把握するとともに、その体制の整備に努める。

イ 地域協議会は、都道府県協議会と相互に連絡調整を図り、集落リーダーに対し、積極的な指導・支援に努める。

ウ 地域協議会は、実施地区に対し、集落リーダーの世話役を設けるよう、指導に努める。

2 国の指導援助

(1) 国は、集落リーダーの活動促進に資するため、集落リーダーが国の施策を推進するものであることを証するものとする。

(2) 国は、集落リーダーの活動が集落営農の組織化・法人化に向けた活動のモデルとして、実施地区の周辺地域に波及するよう、ホームページ等を通じて、その活動の成果に関する情報を広く一般に周知するものとする。

第8 実施期間

本事業は、平成18年度に限り実施するものとする。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、農林水産省経営局長が別に定めるものとする。